

令和 8 年 10 月 2 日
土 木 部 監 理 課

**労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた
企業に対して指名停止措置を行いました**

令和 7 年 8 月 28 日に発生した、自社工場内における営繕作業中の事故に関して、労働安全衛生法違反で法人及び法人の常務取締役が罰金の略式命令を受けた企業に対し、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 2、第 13 号）により、下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1 指名停止措置業者

大栄産業 株式会社（魚沼市）

2 指名停止

令和 8 年 10 月 2 日から令和 8 年 11 月 1 日まで（1 か月間）

※ 新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 2、第 13 号）

措 置 要 件	期 間
13 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し次のア、イ又はウに該当し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 新潟県内における労働関係法令等の法令違反の容疑により、有資格業者である法人が公訴を提起された場合、又は有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	1 か月以上 9 か月以内

本件についてのお問い合わせ先
監理課建設業室 〔担当〕 大越、鎌田
（直通）025-280-5839 （内線）3202